

## ● 給与支給額について

給与支給額は、源泉所得税・社会保険料・住民税などにより、以下の通り定期的な変更が必要となります。なお、社会保険の被保険者は、満40歳になった翌月支給分から介護保険料が適用されるので注意です。

支給月※	項目	変更内容
1月	年末調整還付	または12月支給分
4月	社会保険料	健康保険料が4月支給分（3月分）から変更
	雇用保険料	4月支給分から変更
6月	住民税	特別徴収住民税
7月	住民税	特別徴収住民税（7月～翌5月は同額）
10月	社会保険料	4～6月の給与支給額に応じて報酬月額が算定され、10月支給分（9月分）から適用
	社会保険料	厚生年金保険料が10月支給分（9月分）から変更

※社会保険料を翌月徴収とする場合。

## ● 給与等に係る源泉所得税について

源泉徴収する税額は、源泉徴収税額表に記載されています。税額の算定方法は以下の通りです（社会保険等：健康保険料・厚生年金保険料・介護保険料・雇用保険料）。

扶養控除等申告書は、従業員から給与支払者に提出することにより、税額の低い「甲欄」で算定することができます（会社で保管）。なお、扶養控除等申告書は1か所しか提出することができません。

区分	扶養控除等申告書	税額の算定方法	
給与 ※	提出あり	（給与－社会保険等）の金額・扶養親族の数	甲欄の金額
	提出なし	（給与－社会保険等）の金額	乙欄の金額
賞与	提出あり	前月の（給与－社会保険等）の金額・扶養親族の数	甲欄の%
	提出なし	前月の（給与－社会保険等）の金額	乙欄の%

※甲欄では月額88,000円未満は税額ゼロですが、乙欄では少なくとも3.063%です。

## ■ 税務カレンダー

	内容	備考
5月	個人所得税・消費税の振替納付 自動車税の納付	1ヶ月延長されています
6月	個人住民税納付（第1期）	

- (注) 法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内  
個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日  
源泉所得税の納付期限は、翌月10日（納期特例は上期7月10日、下期1月20日）。  
住民税納付（普通徴収）については、上記と異なる地域があります